

みんなで字ろう! 子どもの権利

テレビや新聞などでは、子どもの虐待や待機児童問題など子どもの生活を脅かす内容が報道されています。今年は令和元年、そして「子どもの権利条約」が採択されてから30年、日本に発効されてから25年の節目の年です。子どもの権利について改めて考えましょう。

問い合わせ 保育幼稚園室(内線677)

子どもの権利って何だろう?

子どもの権利とは

子どもの権利は「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の大きく4つに分けられます。

一人の人間として大人 と同じように持つ権利と、 大人へと成長する途中で ある子どもならではの権 利があります。



大切なことを教えます

子どもの権利を大切に 守るため、「家庭」、「地域」、「行政」それぞれで 大人が果たす役割があ ります。











生きる権利

育つ権利 守られる権利

参加する権利



行 政

- 子どもが自分の思いを 言うことができ、参加で きる場をつくります
- ・困ったときやつらい時 に相談できるところを つくります









地域

- 誰もが安心して暮らせるように安全な地域にします
- 子どもが地域のことに 参加できるようにします



子どもを守る大人の優しい手、結びつきを強化しよう

子どもの権利を大切に、自分らしく育ち、学び、生活していくための支援に努めましょう。

すべての子どもが生き生きと 過ごせるまち(社会)であるよう





市が行っている相談窓口を利用し、 子どもが安心して生活できる環境をつくりましょう。



4月からスタートしました! 保育のことなら

「保育コンシェルジューにお任せください!

4月から「保育コンシェルジュ」を配置しました。 保育に関する専門的知識を持つ保育コンシェルジ ュが、個別のニーズに寄り添います。

生き 午前9時~午後5時 (正午~午後1時、土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

※市役所日曜開庁日(1月を除く第1日曜日)は 実施します

ところ 市役所2階保育幼稚園室内

11 C 443-5611

(保育コンシェルジュ直通)

相談は事前予約をおススメします!

相談対応は予約された人を優先しています。電話 または保育幼稚園室窓口で予約できます。

■保育サービスなどの 利用に関する相談

どもが病気になって しまいましたが、仕事 を休めません…

日曜出勤だけど子と もの預け先がありま 預けられず困っていま す。どこか預け先はな いですか?

■保育所などに

入所できなかった人への アフターフォロー(希望者)

内します

■保育現場からの相談 (保育士や保育事業者)

園の衛生管理を徹底した いと思っています



この名札が 目印です/ 0'40, #0'#0 保育 コンシェルジュ



事は「こども家庭相談センター」に 相談ください!

子どもがまだ乳幼児で、どのように 育てたらいいかわからない

毎日家の中で子どもと向き合ってい て、行き詰まってしまいそう…

子どもが言うことをきかず、ついイ ライラして子どもに当たり散らして しまいそう

子育てはいつも私…。 つらくて疲れ てしまいそう…

夫婦間で育て方の意見が合わない

一人で抱えていませた子どもや家庭につい んか? て悩み事や

子どもに関するさまざまな悩み事の相談を 「家庭児童相談員」がお受けします!

家庭児童相談員は専門資格を持つ経験豊富な相談員ですので、安心してご 相談ください。

- 子どもの性格、生活習慣
- 家族関係や子育て環境
- 子どものしつけや発達
- DVや児童虐待 など
- 学校や保育園等の生活や非行

相談の内容によっては、さまざまな関係機関との連携を図り、悩み事や家庭問題 の解決への支援を行っていきます。

※相談内容によってはこども家庭相談センター以外の担当機関へつなぐこともあります

■こども家庭相談センター (市役所こども家庭課内)

よんさんさん にがよっつ

■ 048-433-2222 (直通ダイヤルイン)

※家庭児童相談員による相談は午前9時~午後5時です(正午~午後1時を除く)

電子メール kodomokatei@city.toda.saitama.jp

